

別紙

諮問第1542号、第1543号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる本件開示請求1及び2について、不存在を理由として非開示としたそれぞれの決定、並びに同表に掲げる本件開示請求3について、実施機関が特定した別表2に掲げる対象公文書1から10までのうち、審査請求人が「削除部分の公開を求める」と主張する対象公文書4につき一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 諮問第1542号に係る審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1に対し、警視総監が令和2年3月11日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定1」という。）及び同表に掲げる本件開示請求2に対し、警視総監が令和2年4月1日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定2」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 諮問第1543号に係る審査請求の趣旨は、条例に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求3に対し、警視総監が令和2年6月9日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その処分を取り消し、実施機関が特定した別表2に掲げる対象公文書1から10までのうち、対象公文書4（以下「本件対象公文書」という。）に記載されている、別表3に掲げる「非開示部分」のうち、「大麻の有害性・危険性を伝える広報啓発企画について（追加）の非開示とした部分（警察職員の氏名を除く）」（以下「本件非開示情報」という。）について、開示を求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、諮問第1542号及び第1543号に係る弁明書及び理由説明書において、実施機関が行った本件非開示決定1及び2並びに本件一部開示決定について、いずれも適正かつ妥当なものである旨説明している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

諮問第1542号及び第1543号に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、いずれも令和3年1月4日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年10月12日に実施機関から本件各審査請求に係るそれぞれの理由説明書を、同年11月9日に審査請求人から本件各審査請求に係るそれぞれの意見書を收受し、同年10月28日（第194回第三部会）及び同年11月25日（第195回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、諮問第1543号の審査請求に係る公文書、本件各審査請求に係る審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

本件各審査請求については、審査請求人が同一であること及びそれぞれの審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件開示請求1、2及び3に係る実施機関の決定並びに対象公文書について

実施機関は、本件開示請求1について、審査請求人が開示を求めている有識者の発言内容を裏付ける資料等の対象公文書は存在しないとして、本件非開示決定1を行い、本件開示請求2については、会議を実施していないため、審査請求人が開示を求めている議事録は存在しないとして、本件非開示決定2を行った。また、本件開示請求3については、対象公文書として別表2に掲げる対象公文書1から10までを特定し、これら対象公文書に記載された情報のうち、別表3に掲げる「非開示部

分」が、同表の「非開示理由」に該当するとして、それぞれ当該部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査会が対象公文書1から10までを見分したところ、これら対象公文書は、それぞれ、大麻に関する広報啓発資料である「大麻を知ろう」(以下「本件資料」という。)の企画立案時に作成された報告書、取材対象となった各有識者に対する取材を依頼する文書、新たに取材対象者を追加する旨の報告書及び本件資料の決定稿であることが確認でき、これらは本件資料の企画立案から公表に至るまでの各過程において、担当者から関係者への連絡、上司への報告等の本件資料作成に係る一連の決裁に関する文書であることが認められた。

ウ 審査会の審議事項について

審査請求人は、諮問第1543号に係る審査請求書において、本件対象公文書のうち、「〇〇教授追加の理由非公開部分の情報公開を求めるものである。」と主張し、本件非開示情報の開示を求めている。

また、実施機関から提出された理由説明書には、諮問第1543号に係る審査請求の趣旨について、対象公文書1から10までに記載された各非開示情報のうち、本件対象公文書に記載された本件非開示情報のみの開示を求めているものであることを審査請求人から確認した旨が記載されている。

これらのことから、審査会は、諮問第1543号について、本件対象公文書に記載されている本件非開示情報の非開示妥当性についてのみ審議することとする。

なお、諮問第1542号については、審査請求人から審議事項を限定する特段の主張がないことから、審査会としては、実施機関が行った本件非開示決定1及び2の妥当性について審議することとする。

エ 本件非開示決定1及び2の妥当性について

(ア) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件非開示決定1及び2について、発行責任を負う実施機関が自身の作成した本件資料の企画、編集、発行、クレーム対策等の編集会議に関する公文書が一切無いとする決定に不信を抱いた旨主張する。

また、審査請求人は、実施機関と同じように大麻の危険性を広報した他の地方

自治体の活動に対する情報公開請求では、担当者の名前、議事録等が公表されており、実施機関だけが無いとされたことについて、違和感を覚えた旨主張する。

(イ) 実施機関の説明

a 本件非開示決定1について

実施機関は、本件資料を作成した目的について、全薬物事犯のうち大麻事犯が若年層を中心に年々増加傾向にあることから、大麻の危険性・有害性に関する有識者のインタビュー記事などにより、大麻に関する正しい知識を発信するためである旨説明する。

さらに、実施機関は、本件資料の記載内容について、有識者にインタビューを行い、当該有識者が述べた大麻の危険性・有害性に関する知見や見解等を記載したものであり、本件資料は、大麻研究の第一人者である有識者への取材の内容をインタビュー形式で掲載し、当該有識者の知見や見解等をできる限り修正することなく、ありのままの内容を記載することによって、大麻の危険性・有害性を広く伝えることを目的として作成された広報資料であって、そのため、実施機関としては、本件資料の作成目的から、証明や裏付けとなる資料、論文等が必ずしも必要ではないため、本件開示請求1に係る公文書は存在しない旨説明する。

b 本件非開示決定2について

実施機関は、本件開示請求2について、審査請求人が開示を求めている公文書は本件資料の発行に関する会議の議事録であると解されるどころ、本件資料の企画、立案及び作成については、担当者が各過程において、上司や関係者等に確認、調整、報告等を行いながら作成したものであって、本件資料の発行に関する会議は行っておらず、議事録を作成していないことから、本件開示請求2に係る公文書は存在しない旨説明する。

(ウ) 審査会の検討

a 本件非開示決定1について

審査会が本件資料を見分したところ、本件資料は、大麻研究に関わる各分野

の専門家である有識者3名に対し、実施機関が取材を行い、当該有識者が大麻の有害性等に関して発言した内容について記載されているものであることが確認された。また、本件資料は、第〇回から第〇回まで有識者ごとに作成されており、いずれも当該有識者ら自身が発言したと認められる内容について話し言葉の形式で記載されていることが確認された。

さらに、本件資料には、各有識者の発言内容のほか、取材対象となったそれぞれの有識者の写真及びそのプロフィールが各回の最初のページに掲載されており、さらに、各ページの欄外には、当該有識者らの発言内容に関する補足説明が記載され、当該補足説明の一部には、その根拠となる出典が記載されているものも確認された。

これらのことを踏まえると、本件資料に記載されている内容については、実施機関が説明するとおり、大麻研究に関わる各分野の専門家である有識者らが、実施機関の取材に対し、自らの知見、見解等に基づき発言した内容について、実施機関が可能な限り手を加えることなく、ありのまま記載するよう努めているものであることが認められた。

したがって、本件資料の各有識者の発言に係る記載内容については、実施機関において、資料の作成目的に照らし、必ずしも発言の根拠等の取得が必要ではないことから、本件開示請求1に係る公文書を取得しておらず、存在しないとするその説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件非開示決定1は、妥当である。

b 本件非開示決定2について

実施機関の説明によると、審査請求人が開示を求めている公文書は本件資料の発行に関する会議の議事録であると解されることから、審査会が、本件開示請求2に係る開示請求書を確認したところ、その記載内容から、実施機関が説明するとおり、審査請求人は、本件資料の発行に係る会議において作成される議事録の開示を求めているものと認められた。

上記の開示請求内容を踏まえると、実施機関が本件資料を作成し発行する過程においては、会議を実施していないことから、その議事録も作成していない

ため、本件開示請求2に係る公文書は存在しないとの説明については、首肯できる。

さらに、審査請求人が行った本件開示請求1、2及び3に対する実施機関による前記イの各決定及び対象公文書の特定状況を踏まえ、審査会が検討したところ、本件各審査請求に係る実施機関における対象公文書の特定には不自然・不合理な点は認められず、本件開示請求2において、実施機関が存在しないと説明する会議の議事録について、その存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

以上のことから、本件開示請求2に係る公文書が存在しないとして実施機関が行った本件非開示決定2は、妥当である。

オ 本件一部開示決定における本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件非開示情報について、本件資料第○回の取材対象となった○○教授（以下「本件有識者」という。）の「追加の理由」を「特定の個人を識別できる情報」であることを理由に非公開とされては「追加の理由」に正当性があるのか第三者が判断できず、この決定により、審査請求人は情報公開法の目的たる主権者としての政治や行政における知る権利を侵害されていると判断し、本件有識者の「追加の理由」の非公開部分の情報公開を求めるものである旨主張する。

また、審査請求人は、本件有識者が○○大学ホームページ内において、科学者の意見としては首をかしげざるを得ないような主張をしており、そのような本件有識者が選ばれた理由を知るのは国民としての当然の権利である旨主張する。

さらに、審査請求人は、「誰が」という情報を求めているのではなく「何故この人を」という追加理由箇所の提示を求めており、本件非開示情報は、条例7条2号ただし書口に該当する情報であり、また、その公開によって本件有識者の個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、他の協力者の選定理由、氏名、活動履歴等が公開されているのと同様に、本件非開示情報を公開すべきである旨主張する。

(イ) 実施機関の説明

実施機関は、本件非開示情報には本件有識者を取材対象として追加した理由に関わった特定の個人の氏名、経歴等に係る情報が記載されており、当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に規定する非開示情報に該当する旨説明する。

また、本件非開示情報については、公にすることが必要であるとの公益上の必要性を認める事情はないことから、同号ただし書口には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハにも該当しない旨説明する。

(ウ) 審査会の検討

審査会が本件対象公文書を見分したところ、当該公文書には、本件資料の取材対象として本件有識者を追加すること及びその追加理由について記載されており、さらに、本件非開示情報には、実施機関が説明するとおり、本件有識者を追加するに当たって、当該追加理由に係る特定の個人の氏名、経歴、本件有識者との関係性等が記載されていることが確認された。

これら本件非開示情報は、その記載内容から、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当する。

次に、本件非開示情報の同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、前記(ア)のとおり、本件非開示情報が同号ただし書口に該当する旨主張している。

審査会が、条例7条2号ただし書口の趣旨について確認したところ、東京都情報公開条例の施行について(通達)(平成11年12月20日11政都情第366号。以下「施行通達」という。)7条2号関係第1、10では、「ただし書の口は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、開示することを定めたものである。」と定めていることが確認された。

また、施行通達を受け、実施機関では「情報公開制度の適正な運用について」(平成13年9月10日通達甲(総.文.文)第14号)を定めており、同通達において、施行通達に定める条例の趣旨及び運用の指針を基本とし、実施機関が定める

規程等に従い情報公開制度を運用することとする旨が規定されていることが確認された。

これらの施行通達等を踏まえ、審査会が本件非開示情報を改めて見分したところ、当該情報については、実施機関が説明するとおり、同号ただし書口に該当する情報であるとは認められなかった。また、その内容及び性質から同号ただし書イ及びハのいずれにも該当しないと認められた。

以上により、本件非開示情報は、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、本件各審査請求に係る審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明

別表1 本件開示請求1、2及び3

| | 開示請求の内容 |
|---------|--|
| 本件開示請求1 | <p>警視庁発行冊子「大麻を知ろう」スペシャリストへのインタビュー ○回目○○大学院教授○○氏へのインタビューに出てくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「カンナビノイド研究における世界トップのドイツ人」の存在の真偽、又発言内容を裏づけるような彼の論文等 ・ 2ページ後半「酒なら相当ガブガブ飲まないと起こらない事が大麻だとたった一服で起こる」事を証明する資料、論文 |
| 本件開示請求2 | 警視庁発行パンフレット「大麻を知ろう」発行に関する会議の議事録全て。(企画、編集、発行、クレーム対策会議等) |
| 本件開示請求3 | 警視庁発行パンフレット「大麻を知ろう」の起案(りんぎ)書 |

別表2 本件開示請求3に係る公文書の件名

| | 公文書の件名 | 備考 |
|---------------------|--|--|
| 対象公文書1 | 大麻の有害性・危険性を伝える広報啓発について(平成○年○月○日付け) | ※1 対象公文書2及び3は、同じ日付で作成されているがそれぞれ文書番号が異なる。 |
| 対象公文書2 (※1、※3) | 大麻乱用防止のための協力依頼について(○.○第○号 平成○年○月○日付け) | |
| 対象公文書3 (※1、※3) | 大麻乱用防止のための協力依頼について(○.○第○号 平成○年○月○日付け) | |
| 対象公文書4 (本件対象公文書) | 大麻の有害性・危険性を伝える広報啓発企画について(追加)(平成○年○月○日付け) | ※2 対象公文書5及び6は、同じ日付で作成されているがそれぞれ文書番号が異なる。 |
| 対象公文書5 (※2、※3) | 大麻乱用防止のための協力依頼について(○.○第○号 平成○年○月○日付け) | |
| 対象公文書6 (※2、※3) | 大麻乱用防止のための協力依頼について(○.○第○号 平成○年○月○日付け) | |
| 対象公文書7 | 大麻を知ろう。～ What's CANNABIS ? ～ | |

| | | |
|---------|------------------------------|--------------------------------|
| 対象公文書 8 | 「第〇回 〇〇病院 〇〇 副院長」 | 及び3は、対象公文書5及び6とは異なる日付で作成されている。 |
| 対象公文書 9 | 「第〇回 〇〇大学院〇〇研究科 〇〇 教授」 | |
| 対象公文書10 | 「第〇回 〇〇大学院〇〇研究科 (〇〇) 〇〇 准教授」 | |

別表3 対象公文書1から10までの非開示部分、非開示理由及び該当する対象公文書

| 非開示部分 | 非開示理由 | 該当する対象公文書 |
|---------------------------------------|--|---|
| 警察職員の氏名及び印影 | 【条例7条2号】 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 | 【氏名のみ】 対象公文書1、3、4及び6 |
| | 【条例7条4号】 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 | 【印影のみ】 対象公文書7、8、9及び10 【氏名及び印影】 対象公文書2及び5 |
| 大麻の有害性・危険性を伝える広報啓発についての3ページ目の非開示とした部分 | 【条例7条2号】 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 | 対象公文書1 |
| | 【条例7条6号】 インタビューの候補者に関する情報であり、公にすることにより、検討過程における着眼点が明らかになるなど、今後、同種事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 | |
| 大麻の有害性・危険性を伝える広報啓発企画に | 【条例7条2号】 個人に関する情報で、特定の個人を | 対象公文書4 (本件対象公文書) |

| | | |
|---|------------------------|--|
| ついて(追加)の非開示と した部分(警察職員の氏 名を除く) (本件非開示情報) | 識別することができるものであるた め。 | |
|---|------------------------|--|